第十五条の二十四・第十五条の二十五　（略）

（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十四第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

第五号様式（第十四条関係）

○　○　港　港　湾　台　帳

１・２　（略）

３　（略）

⑴～⑻　（略）

⑼　船舶役務用施設並びに船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給の用に供する船舶及び車両

㈠　船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設

（略）	（略）

㈡　（略）

㈢　船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給の用に供する船舶及び車両

（略）	（略）

⑽～⑮　（略）

４　（略）

第五号の二の二様式（第十五条の十九関係）

年　　月　　日

○○港港湾管理者

○　○　○　○　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

港湾環境整備計画の認定申請書

港湾法第51条第１項に規定する港湾環境整備計画の認定を受けたいので、港湾法施行規則第15条の19第１項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

１　貸付けを受けようとする緑地等の区域

○○港○○地区○○（別添位置図のとおり）

２　緑地等の貸付けを受けようとする期間

事業開始の予定期日　　年　　月　　日

事業終了の予定期日　　年　　月　　日

第十五条の十八・第十五条の十九　（略）

（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の十八第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

第五号様式（第十四条関係）

○　○　港　港　湾　台　帳

１・２　（略）

３　（略）

⑴～⑻　（略）

⑼　船舶役務用施設並びに船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両

㈠　船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設

（略）	（略）

㈡　（略）

㈢　船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両

（略）	（略）

⑽～⑮　（略）

４　（略）

（新設）